

令和7年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書
令和7年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書
概要説明

令和8年10月

三重県監査委員

令和 7 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

概要説明

令和 7 年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和 7 年度の三重県水道事業及び工業用水道事業の 2 事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算諸表が、地方公営企業法その他関係法令に則り、三重県企業庁会計規程及び会計事務手続等の諸規程に基づき適正に作成されているか
- (2) 決算の計数は正確であるか
- (3) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (4) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (5) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、「第 1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されていたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

(1) 持続可能な事業経営について

水道事業では、受水市町等からの要望により、令和 7 年度及び 8 年度の料金を、令和 2 年度から 6 年度の料金のまま据え置くこととし、工業用水道事業においては、費用の削減に配慮しつつ、耐震化や老朽化対策等の取組を反映するとともに、物価等の上昇も考慮して料金案を検討し、令和 8 年度からの北伊勢工業用水道及び松阪工業用水道に係る料金を増額改定しました。

また、近年の労務単価、物価等の上昇等により収支は悪化し、令和 7 年度決算において水道事業で約 3 億 2,578 万円、工業用水道事業で約 4 億 7,080 万円と、令和 6 年度を上回る純損失を計上する状況となりました。

このような状況を踏まえ、受水市町と十分な意思疎通を図りながら、県民の理解を得ることができるよう、先送りすることなく水道料金の適正な水準への改定を行うとともに、令和 9 年度から 18 年度を計画期間とする次期「三重県企業庁経営計画」等の策定を進めるにあたって、市町及び関連部局等関係者との連携を図りながら、将来の水需要の変化に応じた施設規模・配置の適正化の検討を行い、健全な事業経営の確保に努められたい、と意見しています。

(2) 計画的な施設改良の推進等について

水道事業及び工業用水道事業においては、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえ令和 4 年 3 月に改定した「三重県企業庁経営計画」等により、主要施設等の耐震化や老朽化対策等を実施するとともに、近年全国的に発生している台風や集中豪雨等への対策を実施しています。

厳しさを増す経営環境の中、今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に従い、南海トラフ地震等の大規模地震に備えるための耐震化を始め、老朽化対策及び風水害対策等に取り組まれない、と意見しています。

令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 7 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和 7 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並びに添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 7 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。